第１５章
一方的措置

１．ルールの概観

(1) ルールの背景

①定義

本章で定義する一方的措置とは、 WTO 協定等国際ルールに基づく紛争解決手続によらず、自国のみの判断で、制裁措置（retaliatory measures）として関税引上げ等の貿易措置を発動することをいう。

②一方的措置を巡る歴史

歴史的に、一方的措置として問題になってきたものの多くは、米国の措置であった。もちろんこれに類似した措置をとる手続を有している国は他にもあった（ EU やカナダ等）が、それらの措置は経緯としては米国の一方的措置への対抗のために導入されたものであり、限定されたケースについてのみ発動するよう手続が整備され、一般に運用面においても慎重に実施されてきた（近年は違った動きも見られるが、それは（4）で後述する。）。

米国の戦後の通商政策を見てみると、 1974 年の通商法の成立を分岐点に、 2 つの時期に大別される。

1970 年代以前は、 1962 年通商拡大法による大統領への大幅な通商権限委譲により、ケネディ政権下で大幅な関税引き下げによる貿易自由化が推進される一方で、エスケープ・クローズ（セーフガード措置規定） の適用の厳格化等、貿易自由化の原則を貫き、貿易自由化によって生じた被害に対する救済措置をあくまでも例外的なものとする試みが推進された。但し、国務省の主導では国内の各利益集団の利害が交渉に反映されないとの不満により、合衆国通商代表（ USTR ：United States Trade Representative ）の前身である通商交渉特別代表（ STR ）の新設等、1974 年通商法成立の下地となる傾向も、徐々に芽生えつつあったと言える。

1970 年代に入って、米国の貿易収支は悪化の一途を辿り、 1971 年には 20 世紀に入って初めての貿易赤字となった上、石油危機による追い打ちもあり、企業や労働組合は議会に対して貿易救済措置の発動要件の緩和を求めるなど、保護主義的な圧力を強めていった。このような経済情勢を背景に、エスケープ・クローズの発動要件を緩和すると同時に、外国の不公正貿易政策について制裁措置権限を大統領に与える 301 条他の項目が盛り込まれた、1974 年通商法が成立したのである。

さらに、 1980 年代後半には、レーガン政権下で米国が巨額な貿易赤字を抱えたことから、ゲッパート修正条項（ Gephardt Amendment ）に象徴される貿易赤字相手国に対する議会の不満が募った結果、 1988 年包括通商競争力法が成立した。本法は、米国が不公正と判断する外国政府の行為・政策・慣行に対する制裁措置の発動について、大統領の裁量権を狭め、 USTR に権限を大幅に委譲すること、また、いわゆるスーパー 301 条を新設（ 2001 年に失効）して、外国の不公正措置に対して調査から制裁発動までの手続を自動化することを規定しており、米国が一方的措置をとりやすくした。

上述のように、米国は、 1988 年包括通商競争力法によって改正された 1974 年通商法 301 条に典型的に見られるいわゆる一方的措置を、他国との通商交渉を有利に進めるための威嚇手段として利用してきた。すなわち、他国の貿易政策・措置について、 WTO 協定等の国際的に認知された手続によることなく、自国の基準・判断に基づいて「(WTO 協定等）国際的なルール違反である」又は「不公正な措置である」などと一方的に判定し、これに対抗する手段として制裁措置（ retaliatory measures ）をとってきた。また、こうした制裁措置の発動という威嚇を背景として他国の政策・措置の変更を迫ってきたのである。

(2) 経済的視点、及び一方的措置に対する規律の意義

かかる一方的な制裁措置の発動は、常に相手国の「不公正」な問題措置の是正につながるわけではない。むしろ、一方的措置に反発した相手国による対抗的な逆制裁を招く可能性の方が高く、結果的に制裁関税の応酬につながった事例が多い。また、関税引上げ等による一方的措置自体が貿易を歪曲することも忘れてはならない。しかも、かかる一方的措置は、国内産業保護、輸出者利益といった発動国内の利害関係に基づいてとられる場合が多く、一度手続が開始されると、発動国の国内事情からその中止や撤回には困難が伴う場合が多い。

さらに、一方的措置の脅迫を背景とする交渉により成立した二国間の合意は、相手国の真意を反映しているのかどうか疑問が残る上に、内容的にも最恵国待遇の原則から逸脱することが多く、 WTO の目指す高効率・低コストの自由貿易体制の発展を阻害する要因となりうる。

このように、一方的措置は、発動国・対象国双方の貿易を縮小させ、両国内の厚生に悪影響を与えるなど、双方の経済的利益を損ない、ひいては世界貿易の発展を阻害するものとなりかねない。

(3) 法的規律の概要

このような一方的措置は、多角的貿易体制を基本とする WTO の理念と基本的に相容れないと考えられる。そこで、 WTO 協定で以下のような規律が形成され、 WTO 協定のカバーする範囲内での一方的措置は禁止された。

① WTO 紛争解決手続に準拠すべきこと

WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、 WTO の紛争解決手続でなければ行えないことが明記され、それによらない一方的措置の禁止が明文化された（ DSU 23 条）。したがって、こうした手続に反する一方的措置の実施は、理由の如何を問わず WTO 協定違反となる。すなわち、（ａ）他国の WTO 協定違反の措置の有無及び自国の WTO 協定上の利益の侵害の有無、（ｂ）相手国が WTO 協定違反の措置を整合化するために要する合理的期間、（ｃ）相手国が措置の整合化を行わない場合に発動する制裁措置の程度のそれぞれに関し、各加盟国が一方的に判断してはならないことが規定された（DSU 23 条）。

WTO の前身である GATT においても、 GATT 上の紛争の解決については、 GATT の紛争解決手続によるべきこと自体は当然の前提であったが、 WTO 設立にあたりこの点が協定上明文化されたことになる。米国は、一方的制裁措置をとらざるを得ない理由として、歴史的に、GATT 紛争解決手続が効果的に働かないことを挙げていたが、WTO 協定においては、「紛争解決手続に関する規則及び手続に関する了解（ DSU ）」等によって期間制限や手続の自動性が規定され、迅速な紛争解決を実現することでかかる懸念に対処することとされた。

② 協定対象分野の拡大

WTO の範疇に入る問題に関して、 WTO の手続を経ずに、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発動されれば、経緯の如何を問わず当該措置自体が GATT 1 条（最恵国待遇）、 2 条（譲許税率）、 11 条（数量制限の一般的禁止）、13 条（数量制限の無差別適用）等に違反する。また、関税引上げ等の発動を前提とした威嚇により現実に生じる貿易歪曲効果が、GATT 上の利益の無効化・侵害となる場合もある。特に、WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカバーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知的財産権の分野等にも拡大され、広範な分野において一方的措置の発動が禁止されることとなった。米国は、通商法 301 条の対象をモノの分野のみならずサービス分野における市場開放や知的財産権の分野にも拡げたが、WTO 体制の下では、 TRIPS 協定や GATS 違反等にあたる行為について、WTO の紛争解決手続を経ることなく一方的に措置を採ることは許されない。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の発動類型について、措置発動の原因とされた紛争内容（発動国は、相手国による WTO 協定違反や WTO 協定上の自国利益の侵害を問題としているか、 WTO 協定でカバーされていない分野での利益の無効化・侵害、例えば、人権侵害などを問題としているか）と、発動される一方的措置の内容（ WTO 協定に違反する措置か、 WTO 協定には違反しない措置、例えば、譲許税率の範囲内での関税引上げによ

るか）の組合せによって場合分けし、それぞれの場合と関連のある規律について整理すると＜図表Ⅱ - 15 ＞のとおりとなる。

図中(ａ)及び(ｂ)の領域については、相手国による WTO 協定違反、 WTO 協定上の自国利益の侵害を問題とする以上、 DSU 23 条により、必ず WTO の紛争解決手続を利用する必要があり、一方的措置の利用は、 DSU 第 23 条違反となる。更に、(ａ)については、措置の内容の協定違反も当然問題となる。また、(ｃ)については、当該措置自体が WTO 協定違反となる。つまり、（ｄ）以外の領域については、常に DSU 23 条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反が問われることになる。

なお、（ｄ）の領域のケースは、DSU 23 条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないが（なお、その場合でも、措置が相手国の WTO 協定上の利益を侵害するようなことがあれば、非違反申立てによって訴えられる可能性はあり得る）、 WTO 協定の対象分野の拡大により、紛争内容の側面でも、また措置内容の側面でも、(ｄ)の領域自体が大幅に狭まったと言える。なお、一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協定に関する措置に対するものであるにもかかわらず（実際は（ａ）又は（ｂ）の領域のケース）、名目上「相手国の WTO 協定違反」を発動の理由とせず脱法的に一方的措置を発動することも想定できる。このような論法を認めれば、発動国は「相手国の WTO 協定上の問題を争っていない」と主張することにより、常に DSU 23 条違反を免れるという不合理な事態を招来するため、係争事案が WTO 協定上の問題か否かは、紛争処理手続に関するルールに照らして客観的に判断されるべきである。

＜図表Ⅱ-15＞

		一方的措置の内容	
		WTO協定違反	WTO協定違反なし
紛争の内容	WTO 協定に関係するもの	DSU 23 条違反/措置自体が違反 a	DSU 23 条違反 b
	上記以外	措置自体が違反 c	 d

(4) 最近の動向

既述のとおり、WTO の枠内における一方的措置の禁止は、他国の措置の WTO 協定不整合の有無が紛争解決手続によって迅速に判断され、それによる利益の侵害が速やかに除去されることを前提としている。しかし、第Ⅱ部第 17 章のコラム「WTO 上級委員会を巡る動向」で詳述するとおり、2019 年 12 月以降、上級委員の在職者が 3 名を下回り、上級委員会は新規案件の審理を行うことができない事態が続いている。そのため、申立国は、協定違反を認めるパネル判断を得ても、被申立国が上訴すると、上級委員会が再度機能するまでは WTO による終局的判断を得られない（いわゆる「空上訴」）。空上訴された紛争については、もし WTO 違反行為が継続しても、終局的な是正勧告が確定することはなく、また申立国が DSU 23 条が規定する対抗措置に進むこともできないため、被申立国としては問題措置を是正するインセンティブを欠くことを意味する（「空上訴」はまさに、紛争解決手続を引き延ばすことで係争対象の措置の継続を狙う手法ともいえ、近年では敗訴するたびにこれを繰り返す加盟国もある。）。こうした空上訴が蓄積し、問題措置が是正されない状況が続けば、実効的な紛争解決が望めない状況に陥るため、WTO 紛争解決手続の有効性に対する構造的な脅威となっている。このような状況を踏まえ、WTO 紛争解決手続を通じた効果的な解決ができない場合には一方的措置が必要であるという主張が再び強まりつつある。

加えて、近年、WTO 協定に基づく貿易自由化の進展の結果として発展した加盟国間の経済的相互依存関係を悪用して、相手国の不可欠物資の供給を停止したり、相手国経済にとって重要な市場アクセスを否定したりすることにより政治的圧力をかけ、相手国政府に特定の政策・措置変更を迫る事例（「経済的威圧」とも通称される。）が散見されるようになった。自由貿易を通じた経済厚生の向上は必然的に各国間の経済的相互依存関係の深化を伴うところ、相互依存関係が相手国により武器化されるリスクが残存するようでは、各国は自由貿易を前提とした開放的な貿易政策を追求することは不可能となる。そのため、経済的威圧から自国を保護（近年議論が盛んになった「経済安全保障」の考え方とも親和的である。）し、ひいては自由貿易体制を維持するためにも、何らかの一方的

措置による経済的威圧の牽制が必要であると主張されることもある。ただ、 経済的威圧と言われる措置の大半は、必然的に、最恵国待遇（ GATT 1 条等）、数量制限の一般的禁止（ GATT 11 条）、数量制限の無差別適用（ 13 条）等、WTO の基本的な規律に整合的でないことが多い。したがって、かかる経済的威圧に対して対象国が一方的措置で対処しなければならないという観念が広がりつつあること自体、WTO 紛争解決手続を通じた迅速かつ実効的な紛争解決への期待が薄れていることを示唆するとも言えよう。

しかしこれらの主張も、完全に新しい議論とまでは言えない。従前から、一方的措置は正当化され得ると主張する論者はおり、彼らの論拠は、 WTO 協定等の国際規範が実体法的にも手続法的にも不完全な場合、これらの規範への反抗・不遵守（ disobedience ）が残存するおそれがあるから、自由貿易体制を担保するために一定の制裁措置が必要だという点に帰着していたからである。この従前の議論が、上級委員会の機能不全と問題措置の拡散、経済威圧リスクの顕在化により、改めて見直されるようになったとみることもできる。

一般論として、多角的貿易体制は、それを規律する WTO 協定をはじめとする国際ルールを各国が遵守することによって成り立っている。従って、そこで生じた紛争も、当該ルールに基づく中立・客観的な紛争解決手続によって解決されるべきで、国家間の圧力・牽制を紛争解決手段として全面的に肯定するのは困難であろう。確かに、近年の国際経済状況は、WTO 紛争解決手続ですべての経済紛争が迅速に解決されると期待しうる状況にはないが、一方的措置が幅広く正当化されるような状況も好ましくない。すでに述べた通り、一方的措置は、当該措置を発動する国があたかも原告と判事を兼ねるような形で「一方的」な判断によって発動されるため、当該判断において、発動国のみの利益という観点から恣意的に解釈・判断される可能性が高く、ルールとしての正統性を担保する重要な要素である中立性、公平性、客観性が確保される保証はないからである。さらに、長期的には、一方的措置の拡散が紛争解決に資するかどうかも疑問なしとしない。むしろ、ある国の一方的措置が、それに対抗する一方的措置を招来し、結果として WTO 不適合な貿易制限が際限なく拡大する事態につながる危険もある。ひいては、そのような貿易措置の応酬に耐えられる経済力を持つ大国の発言権だけが増大し、ルールに基づく国際経済秩序全体を危機に陥れかねないという問題がある。

ただ、上記の基本的な視点を踏まえた上で、空上訴や経済的威圧といった現代的な課題に対処する必要性も、今や避けて通れない。ルールに基づく紛争解決という長期的目標は維持しつつも、WTO 紛争解決手続を通じた効果的な問題解決をもたらすことができない例外的なケースに直面した場合、国際ルールの実効性確保という戦略的な観点から何が有効か（例えば、国際ルールの空洞化に繋がらないよう配慮された上でのある種の対抗措置を許容すべき場面があるか。）という議論も必要であろう。我が国に大きく裨益してきた自由貿易体制を維持するためにも、このような現代的問題にどのような形で対処していくことが適切か、議論を加速していく必要がある。

上記の観点から特に留意すべき諸外国の最近の措置・制度について、下記に掲げる。

①空上訴対抗措置（EU・ブラジル）

EU は、2021 年 2 月、貿易対抗措置を規定する EU の規則（ Regulation （ EU ） No 654/2014 ）の改訂版を発効させた。従来の規則では、 EU が貿易対抗措置をとるためには WTO による終局的判断が必要とされていたが、改正規則は、上級委機能停止中に被申立国が上訴した場合にも貿易対抗措置を発動することを可能にした（Regulation (EU) 2021/167）。

2023 年 7 月から 9 月にかけて、 EU は、インドネシアによる DS592 （インドネシアー原材料に関する措置）のパネル報告書の空上訴を受け、空上訴対抗措置の使用の可能性に関するパブリック・コンサルテーションを実施した。その後現在 EU は本件にかかる具体的な対抗措置案は発表していない。

また、ブラジルも、2022 年 1 月 26 日付の暫定法 1098 号を公表し、WTO パネル報告においてブラジルが申立国として提示した請求が認容され、かつ、上級委員会が上訴を審理できない場合に、ブラジルが相手国に対抗措置を通知してから 60 日経過後に対抗措置を発動できるような規定を設けた。

②反威圧措置法（EU）

2023 年 12 月、EUは、EU に対する「経済的威圧（ economic coercion ）」への対応措置の実施を可能にする反威圧措置法を施行した（ Regulation （ EU） 2023/2675 ）。

同法は、第三国が、貿易又は投資に影響する措置を適用又は適用すると威嚇することで、 EU 又は EU 加盟国の

行為を防止、変更等させようとし、それによりEU又はEU加盟国の正当な主権的選択に干渉する場合、「経済的威圧」が存在すると規定する。欧州委員会は、第三国の措置について、規定の検討手続を経て経済的威圧措置であると認定した場合、解決に向けて当該国と交渉等を実施する。交渉・国際訴訟手続の利用等の他の手段の活用や、国際フォーラムへの提起によっても、合理的期間内に経済的威圧が停止しない等、規定の条件を充足する場合、関税賦課、輸出入制限等の対応措置（response measure）をとることができるとする。同法では威圧に対する最後の手段として対応措置を取りうると規定されている。この国際法上の根拠について、EUは、一般国際法上の違法行為に対する対抗措置として許容されると説明している。しかし、本章（3）ですでに指摘したように、①WTO協定上の利益が害されたか否かの判断について紛争解決手続によらない一方的措置の禁止（DSU23条）や、②（対抗措置として譲許税率を超える関税賦課等のWTO協定で規律されている通商措置を採る場合）関連するWTO協定の実体規律等、WTO協定との整合性が問題となる可能性がある。

③中国の対外貿易法に基づく対外貿易障壁調査及び反差別調査

中国対外貿易法は1994年5月に公布され、同年7月から施行され、当時から、他国が中国に対して「差別的な禁止、規制又はその他の類似の措置を講じる場合」、当該国に対して「相応の措置」を講じることができると規定していた（当時の対外貿易法7条）。その後、2004年に対外貿易法が改正され、「対外貿易秩序を維持するため」に「対外貿易調査」を実施できる旨の規定が新設され（7章）、調査事項として「国又は地域の貿易障壁」及び対外貿易法7条（当時）の規定を執行するために調査を必要とする事項が明示されるに至った。

このうち、「国又は地域の貿易障壁」に関する対外貿易障壁調査（2026年3月施行の改正対外貿易法41条2号）については、2005年に対外貿易障壁調査規則が制定されており、調査対象及び手続に関する細則が規定されている。調査対象である「貿易障壁」は、同規則3条により、①経済・貿易に関する条約若しくは協定の違反若しくは義務の不履行、②中国産品・サービスの市場参入の制限若しくはその競争力への損害を生じさせる（おそれがある）場合、又は③中国への物品・サービス輸出の妨害・制限を生じさせる（おそれがある）場合をいうと定義されている。調査手続については、中国商務部は申請により又は職権で調査を開始（立件）できるとされ（対外貿易障壁調査規則4条）、立件決定の公告日から6ヶ月以内（特別な事情がある場合には最長3ヶ月延長可）に調査を終了しなければならない（同規則32条）。調査の結果、対象措置が「貿易障壁」に該当するかを認定し（同規則18条、31条）、該当すると認定した場合には、①相手国との協議、②WTO等の紛争解決手続の提起、又は③その他の適切な措置を実施すると規定している（同規則33条）。さらに、対外貿易法には、相手国が条約・協定に違反することにより中国の利益を喪失させ若しくは損害を与え、又は条約・協定の目標実現を阻害した場合、中国政府が相手国に対して「適切な是正措置を講じることを要求する権利を有するとともに、関連条約、協定に基づき関連義務の履行を中止又は終了することができる」旨の規定も存在する（改正対外貿易法51条前段）。WTO協定違反の有無や協定上の中国の利益が害されたか否かを一方的に判断したうえで何らかの対抗措置を講じる場合、紛争解決手続によらない一方的措置の禁止（DSU23条）や、対抗措置それ自体に関連するWTO協定の実体規律等、WTO協定との整合性が問題となる可能性がある。

過去の対外貿易障壁調査事例として、日本の海苔輸入管理措置に対する調査（2005年4月調査開始）、米国の再生可能エネルギー支援政策及び補助金に対する調査（2011年11月調査開始）、台湾の対中輸入規制措置に対する調査（2023年4月）が存在するところ、このうち台湾に対する調査については、海峡両岸経済協力枠組協議（ECFA）違反を認定し、その後ECFAに基づく台湾産品134品目に対する関税優遇措置が停止されるに至った（2024年1月1日施行）。近時では、EUが外国補助金規則に基づき中国企業に対して行った調査行為について、2024年7月に調査が開始され、その結果2025年1月に「貿易投資障壁」に該当すると認定されたほか、2025年9月には、メキシコのFTA非締約国に対する関税をWTO条許税率の範囲内で引き上げる措置について対外貿易障壁調査が開始されている。さらに、2026年3月27日、米国によるグローバル産業・サプライチェーンを損なう行為・措置及び米国によるグリーン製品の貿易を阻害する行為・措置に対して、それぞれ貿易障壁調査開始された。同日に掲載された商務部報道官のコメントによれば、これら2つの貿易障壁調査は、米国が同月11日及び翌12日

に開始した 1974 年通商法 301 条に基づく 2 件の調査に対抗して開始したとされる[1]。

対外貿易法 7 条（2026 年 3 月施行の改正対外貿易法 10 条）及びそれを執行するための調査（いわゆる反差別調査）については、調査手続等を規定する規則は確認されておらず、中国に対する「差別的な禁止、規制又はその他の類似する措置」を対象とするという同条の文言を除き、詳細は不明である。しかし、2024 年 8 月にカナダが中国産 EV 及び一部のハイブリッド車に対する 100% の追加関税賦課、中国産鉄鋼・アルミに対する 25% の追加関税賦課を発表したことに対して、中国政府は同年 9 月に初めての「反差別調査」を開始。2025 年 3 月、中国商務部は反差別調査の結果を発表し、カナダの措置について、対外貿易法第 7 条「貿易面において中国に対して取られた差別的な禁止、制限、またはその他の類似の措置」に該当すると共に、正常な貿易秩序に影響を及ぼし、中国に対して深刻な負の影響を与えたと判断したことを踏まえ、「反差別措置」として、カナダ産なたね油等に対して 100 %、水産品、豚肉等に対して 25 %の追加関税をそれぞれ課すことを発表し、同月 20 日から発動された。これに対して、カナダは措置発動日に WTO 協議要請を行い、さらに同年 7 月には紛争解決パネルが設置されるに至ったが（DS636）、その後、両国間の合意により、2026 年 3 月 1 日から同年末まで、一部品目に対する追加関税が引き下げられた。さらに、2025 年 9 月 13 日、中国商務部は、「半導体分野における米国の対中措置」として、①米国通商法 301 条調査及びその結果に基づく措置、②半導体関連製品及び製造装置の中国への輸出制限、③CHIPS 法に基づく中国における経済・貿易・投資活動の制限、④ Huawei Ascendチップを含む中国製の先端半導体の使用制限及び米国製 AI 半導体を中国の AI モデル学習に使用することの制限などを対象とする反差別調査を開始することを公告した[2]。

このように、中国による対外貿易障壁調査や反差別調査とそれに基づく一方的措置の例が現れてきている事に加え、2026 年 3 月 1 日、対外貿易法の改正が施行され、新たな一方的措置に関する規定として、「関連する条約、協定に規定された紛争解決メカニズムが正常に機能せず」、中国の利益を喪失させ若しくは損害を与え、又は条約・協定の目標達成が不可能となった場合、中国政府が「実際の状況に基づき相応の措置を講じることができる」旨の条項が追加された（改正対外貿易法 51 条後段）。中国による様々な一方的措置の動向には、その不透明さも相俟って、今後より一層の注意を要する状況にある。

2．主要ケース

(1) 日米自動車問題（DS6）

WTO の下で加盟国に対する 301 条手続発動を扱う最初の事例となったものに、日米自動車問題がある。日本の自動車補修部品市場の規制に関して、米国政府は 1994 年 10 月 1 日に 301 条に基づき調査を行い、1995年 5 月 10 日には制裁措置の対象となる行為が存在するとして「クロ決定」を行った。この決定を受けて米国政府は日本製高級車に対する 100% 関税の賦課という一方的措置を提示するに至ったため、日本政府は直ちに米国政府に対して GATT 22 条協議を要請した。本協議において、我が国は米国による日本製高級車種のみを対象とした報復的な関税賦課について、最恵国待遇（ GATT 1 条 ）、関税譲許違反（ GATT 2 条 ）及び一般的数量制限の禁止への違反（GATT 11 条）等を主張するとともに、本件措置が WTO 加盟国による一方的な対抗措置の発動を禁じた DSU 23 条に違反する旨主張した。DSU 23 条は、WTO 協定でカバーされる紛争について、 WTO における解決を図らず 301 条のような一方的措置で解決しようとすることを禁じているため、本件について米国が、当該 301 条に基づく「クロ決定」はあくまで 301 条手続の中で「不合理かつ差別的」と国内法上の要件を認定したのであって、「 WTO 協定違反である」と判断した訳ではないから両者は概念的に異なり、 DSU との整合性は問題とならない旨主張する懸念があった。しかし、上記のような論法を認めれば、一方的措置を発動する国が明示的に「 WTO 協定違反」を理由としない限り、 DSU 23 条違反は生じないこととなってしまい、不合理である。また、本件におい

[1] 中国商務部「商务部新闻发言人就对美启动两项贸易壁垒调查答记者问」（2026 年 3 月 27 日）（https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrth/art/2026/art_ee17eb5bcfa04653b0f5f66c13466c74.html）（2026 年 4 月 2 日最終閲覧）

[2] 商務部公告 2025 年第 50 号。

ては米国政府自身がWTO事務局長に対日WTO申立てを予告した1995年5月9日付け書簡の中で、「（日本の）過剰で複雑な規制が大半の整備業務を国内部品メーカーと密接に結びついた指定整備工場に向かわせている」と述べた上、WTO・TBT協定（2条2項、5条1項）の文言をそのまま用いて当該規制は「不必要な障害を国際貿易に生じさせるもの」と述べていたことから、米国が、日本の自動車補修部品市場の規制はWTO協定でカバーされる問題と認識していたことは明らかであった。いずれにしても、一方的措置の対象となった問題がWTO協定でカバーされる紛争に当たるか否かは、最終的に当事国ではなくパネル等の判断に委ねられるべきであろう。

本件は最終的にはWTOにおける協議とは別に行われた二国間協議によって決着が図られたが、紛争がWTOに付託され、国際社会の監視の下で協議されたことは、貿易戦争を回避しつつ国際ルール整合的な決着を図る上で大きな効果があったと言えよう。特に、本件について討議した1995年5月のWTO紛争解決機関（DSB）会合においては、米国が一方的な関税引上げを予告したことについて、延べ30か国近い加盟国から例外なく批判が寄せられ、WTO紛争解決手続を用いるよう一致した意見が寄せられた。このような多国間会合における国際世論が本件の解決に果たした役割は大きい（日米自動車協議の発端となった米国による日本企業への外国製品購入要請については、「資料◆「外国政府が日本企業に対して直接外国製品の購入を要請する ことについて」（1995年版不公正貿易報告書付論Ⅲ）」を参照）。

(2) 日米フィルム問題（DS44）[3]

本件は、米国政府が、我が国に対し301条の下での二国間交渉を求めたところ、我が国が米国通商法301条の下での二国間交渉に応じないという立場を堅持した結果、WTO紛争解決手続に委ねられることとなった事例である。米国は、WTOでは、消費者用写真フィルム及び印画紙に関する日本政府の行為につき、GATT23条1項（b）の非違反申立て（措置それ自体がWTO協定に違反するかどうかは別として、その措置が他国の協定上の利益を無効化・侵害しているとの主張）を中心に申立てを行ったが、パネルは米国の主張をすべて退けた。

なお、日米フィルム問題においては、米国は、1998年2月に日本政府のWTOパネルに対する主張を「約束（コミットメント）」とみなし、日本政府がこれを遵守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、米国政府は同年8月に第1回、1999年6月に第2回モニタリングレポートを発表しているが、その後レポートの発表はない。日本政府のパネルに対する主張は、過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張である。米国政府がこれを将来の政府措置についての国際的な「約束」と性格付けることは適切ではない。

(3) EU―バナナ問題（DS27）

EUとACP諸国（アフリカ、カリブ海、太平洋諸国）との間に締結しているロメ協定に基づき、ACP諸国産のバナナを優遇する特恵措置を含んだEUのバナナの関税割当制度について、WTOのパネル・上級委は、最恵国待遇義務等に違反すると判断した。EUは勧告に従って1999年1月1日までに措置を是正する旨を表明したが、申立国（米国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ）に受け入れられず、1999年4月から米国が国内法に基づき制裁関税を賦課した。EUによる協議要請（1998年11月）、仲裁付託等を経て、2001年4月の米・EU及びEU・エクアドル合意により、同年7月より米国による制裁関税は解除された。本件の詳細については、2016年版不公正貿易報告書535-537頁参照。

(4) 米国通商法301条（DS152）

第Ⅰ部第2章「米国」の「一方的措置・域外適用」（1）1974年通商法301条及び関連規定 ＜国際ルール上の問題点＞を参照。

[3] 本件に関しては、田村次朗「日本の一般用写真フィルム及び印画紙に関する措置」1998年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-1.pdf）も参照。

（5）対中追加関税（DS543）[4]

本件は、米国が、中国の強制的な技術移転等が不合理又は差別的なものであって、米国商業に負担をもたらしているとの認定に基づき、一定の中国産品に対して、1974 年通商法 301 条に基づいて 2018 年 7 月に発動した追加関税及び同年 9 月に発動（2019 年 1 月に税率を引上げ）した追加関税について（1974 年通商法 301 条及び中国に対する措置の詳細については、第 I 部第 2 章「米国」を参照）、中国が WTO の紛争解決手続を通じた判断を求めたものである。

2020 年 9 月に公表されたパネル報告書では、米国の追加関税は、中国産品のみに対して適用される点で最恵国待遇義務（GATT 1 条）に違反し、米国の譲許税率を超える税率を課す点で関税譲許義務（GATT 1 条）に違反すると判断された。米国は、中国の行動は、米国社会における盗難、横領及び不正競争等に関する善悪の基準に反するものであり、このような行動を止めさせるための関税措置は公衆の道徳保護例外（GATT 20 条(a)号）により正当化される等の反論を行ったが、米国の反論は認められなかった。米国の上訴により、本件は現在上級委員会の審理再開を待っている状況。

[4] 本件に関しては、水島朋則「中国からの特定産品に対する米国の関税措置（DS543）」2020 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-8.pdf）も参照。